一般社団法人長野県農業会議　第124回常設審議委員会の概要

令和8年7月15日（水）に長野市「ＪＡ長野県ビル」において開催した、第124回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1　農地法等に基づく審議

（1）第1号議案

農地法第4条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（1）第2号議案

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2　報告事項

（1）新たな水田政策について

資料③、③－２により説明しました。

（2）エネルギーコスト削減促進事業について

資料④により説明しました。

（3）農業用生産資材価格高騰緊急支援事業について

資料⑤により説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第124回常設審議委員会 出席者名簿

期日　令和8年7月15日
場所　JA長野県ビル12B

■常設審議委員 在籍者29人、出席者26人 （敬称略）
　○印は出席者

	氏名			
正副会長	24 (会　長) 望月　雄内 ○	1 (副会長) 市川　覚 ○	8 (副会長) 田中　悦郎 ○	
常設審議委員	2 小山田　武 ○	3 片岡　正夫 ○	4 小泉　幸善 ○	
	5 氣賀澤道雄 ○	6 髙田　清人 ○	7 志水　敏春 ○	
	9 佐原　悦司 ○	10 伊藤　宏昭 ○	11 栁澤　雅仁 ○	
	12 神林　利彦 ○	13 曽根　信一 ○	14 増田　善行 ○	
	15 沼田　浩子 ○	16 神農　佳人	17 中村　光男 ○	
	18 眞島　実 ○	19 望月　隆 ○	20 村山　一善 ○	
	21 平林　孝保 ○	22 新芝　正秀 ○	23 長谷川　孝治 ○	
	25 依田　明善	26 伊藤　祐三	27	
	28 髙林　敬子 ○	29 小林　文彦 ○	30 小林　茂樹 ○	26
県等	県農業政策課 市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長、宮下主任 県園芸畜産課 原係長 県農地整備課 常田技師 関東農政局長野拠点　塚原副地方参事官ほか2名			5
事務局	小林専務理事兼事務局長（前掲）、坂下部長、土屋部長、山際部長代理、中島審議役、松田農地係長、土屋主査、高嶋主任、岩瀬主事、倉田嘱託			9

一般社団法人長野県農業会議　第124回常設審議委員会次第

日　　時：令和8年7月15日（水）13:00～
場　　所：長野市　JA長野県ビル12階　「12B会議室」

1　開　　会

2　挨　　拶

3　会務報告

4　議長就任

5　議事録署名人指名

6　審　　議
第1号議案
農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

7　報告事項
（1）新たな水田政策について
（2）エネルギーコスト削減促進事業について
（3）農業用生産資材価格高騰緊急支援事業について

8　その他
（1）次回の開催計画について
8月10日（月）13:30～　JA長野県ビル12階　「12B会議室」

9　議長退任

10　閉　　会

主　要　会　務　報　告

（令和8年6月15日開催の常設審議委員会以降）

1　主催会議

（1）総務・情報部関係

6月15日	第123回常設審議委員会	（長野市）
6月18日	第11回通常総会	（松本市）
6月18日	第59回臨時理事会	（松本市）
6月25日	情報事業担当者会議	（Ｗｅｂ）

（2）農政・農地部関係

6月15日	県農業委員会協議会	（長野市）
6月25日	農地審議等に関する打合せ	（長野市）
7月　7日	農業委員会サポートシステム打合せ	（長野市）
7月　8日	地区常設審議委員会	（小諸市、諏訪市、塩尻市）
7月　8日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	（　〃　）

（3）担い手・経営・年金部関係

6月15日	「雇用就農資金」現地確認調査	（北信２経営体）
6月17日	「雇用就農資金」現地確認調査	（東信２経営体）
6月23日	〃	（中信３経営体）
6月24日	〃	（南信３経営体）
7月　3日	農業者年金業務担当者会議	（Ｗｅｂ）
7月　9日	「雇用就農資金」現地確認調査	（南信３経営体）
7月14日	〃	（中信３経営体）

2　組織関連の会議

6月17日～18日	農業者年金専門業務研修会
6月19日	信州水田農業経営者会議第2回役員会
6月22日	生坂村農業委員会新任研修
6月26日	農業委員会女性協議会監査
6月29日	組織問題緊急打合せ会議
6月29日	次期地方会員役員候補者懇談会
6月30日	全国農業会議所第79回通常総会
7月　1日～2日	全国稲作経営者会議現地研究会 in みえ
7月　3日	日本農業技術検定試験
7月　6日	農業委員会女性協議会長野支部総会・研修会
7月　7日	北信州農業委員会協議会総会
7月　8日	県鉢花園芸組合労務管理研修会・第3回役員会
7月　9日	上伊那農業委員会協議会総会
7月　9日～10日	全国農業新聞・図書ブロック会議

3　その他の会議

６月１６日	県農業再生協議会総会
６月１７日	県農業担い手育成基金定時総会、第２回理事会
６月２２日	農地中間管理事業評価委員会
６月２２日	県畜産会定時総会
６月２３日	のうさい長野総会
６月２４日	農業経営サポート事業第１回経営戦略会議
６月２５日	県市町村・ＪＡ合同就農相談会
６月２９日	ＪＡ長野中央会・各連合会通常総会
７月　１日	北アルプス新規就農者激励会
７月　５日	県市町村・ＪＡ合同就農相談会
７月　６日	令和９年度からの水田政策見直しに関する地方説明会
７月１４日	第１回県農業保険推進協議会総会

①

農地法第４条第４項及第５項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年7月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	0	0	0.00	0.00	0.00
南信	1	1	24.96	0.00	24.96
宮田村	1	1	24.96	0.00	24.96
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	1	1	24.96	0.00	24.96

宮田村農業委員会関係　４条

申請番号	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	申請人	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	宮田村	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域	24.96	第1種	上伊那郡宮田村[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／再エネ発電設備 営農型太陽光発電施設	営農型太陽光発電事業更新のため	農委会許可相当 一時転用で農振計画に支障はない 計画変更　なし 栽培作物　水稲 パネル下部農地面積 768.2㎡ 発電出力　45.76kw R9.2.17～3年間
			田　1筆		24.96					
			計　1筆		24.96			837.00		

②

農地法第５条第３項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年7月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	1	1	4,997.00	533.00	5,530.00
佐久市	1	1	4,997.00	533.00	5,530.00
南信	1	1	5,749.00	41.00	5,790.00
伊那市	1	1	5,749.00	41.00	5,790.00
中信	2	5	23,317.00	158.00	23,475.00
安曇野市	1	4	19,978.00	158.00	20,136.00
大町市	1	1	3,339.00	0.00	3,339.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	4	7	34,063.00	732.00	34,795.00

佐久市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	佐久市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域外	2,283.00	第3種	渡人 佐久市[redacted]	転用 [農地法]住宅用地／一般個人住宅	権利を取得し宅地分譲として販売するため。	農委会　許可相当 売買 開発許可　有 計画変更　無 用途地域内 第１種中高層住居専用地域 宅地分譲　21区画 190㎡～323㎡ 全体面積5,966㎡
		（他3筆） 田　3筆　4,997.00 畑　1筆　533.00 計　4筆　5,530.00						受人 松本市[redacted] セキスイハイム信越　株式会社　代表取締役 [redacted]	宅地分譲 5,530.00		

伊那市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	伊那市[redacted]	[redacted]	畑 畑	農振地域・農用地区域	41.00		貸人 伊那市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利採取のため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 賃貸 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～令和10年3月31日まで
		（他８筆） 田　８筆　5,749.00 畑　１筆　41.00 計　９筆　5,790.00						借人 伊那市[redacted] 株式会社　高坂商会 代表取締役[redacted]	砂利採取 5,790.00		
2	有償・自作地							貸人			
								借人			

安曇野市農業委員会関係　5条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	安曇野市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	2,242.00	第1種	渡人 安曇野市[redacted]	転用 [農地法]住宅用地／集団住宅その他	権利を取得し特定建築条件付土地にて開発をするため	農委会　許可相当 集落接続 売買 令和7年5月14日農振除外 開発許可　有 計画変更　無 全体面積3,944.74㎡ 305.27㎡～356.50㎡ 10区画
		（他2筆） 田　3筆　3,930.00 計　3筆　3,930.00						受人 安曇野市[redacted] 株式会社　ライフワン 代表取締役 [redacted]	特定建築条件付土地（10区画） 590.00		
2	有償・自作地	安曇野市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域	1,973.00		渡人 安曇野市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利を採取するため	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない。 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～1年間
		（他2筆） 田　3筆　3,999.00 計　3筆　3,999.00						受人 安曇野市[redacted] 勝野建材　株式会社 代表取締役 [redacted]	砂利採取 3,999.00		

3	有償・自作地	安曇野市		田 田	農振地域・農用地区域	2,427.00		渡人	安曇野市	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利を採取するため	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない。 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～1年間
		(他2筆)		田　3筆　8,240.00 計　3筆　8,240.00				受人	安曇野市 共和興業　株式会社 代表取締役	砂利採取 8,240.00		
4	有償・自作地	安曇野市		田 田	農振地域外	286.00	第3種	渡人	安曇野市	転用 [農地法]商業・サービス等用地／店舗等施設	権利を取得し宿泊施設として利用するため	農委会　許可相当 売買 開発許可　有 計画変更　無 用途地域内 準工業地域 全体面積 5,802.52㎡ 駐車台数　119台
		(他6筆)		田　5筆　3,809.00 畑　2筆　158.00 計　7筆　3,967.00				受人	東京都品川区 ルートインジャパン　株式会社 代表取締役	宿泊施設 966.98		

大町市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	大町市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	423.00	第3種	渡人 大町市[redacted]	転用 [農地法]その他の業務用地／駐車場・資材置場	権利を取得し、駐車場及び資材置場として利用するため	農委会　許可相当 売買 開発許可　有 計画変更　有 駐車台数　３０台
		（他 1 筆）		田　2筆		3,339.00		受人 大町市[redacted] 株式会社 ＮＥＭ・ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴ 代表取締役 [redacted]	駐車場・資材置場		
				計　2筆		3,339.00			3,339.00		

③

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み

農林水産省

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**水田・畑に関わらず、土地生産性の向上**（単収の向上）と**労働生産性の向上**（省力化、コスト削減）**の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用**により**食料安全保障の強化**を図る。

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月閣議決定）に基づき、農業構造転換集中対策を講じつつ、生産面・需要面の双方を強化する**新たな水田政策を創設**する。

1　**水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し**

①　非主食用米・業務用米の**生産性向上**

②　麦・大豆・飼料作物等の**作物ごとの生産性向上**

③　産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）

2　コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の**国内外の需要拡大**

3　**中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し、新たな環境直接支払の創設**

このほか、

○　主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
○　食料システム法に基づくコストに見合う価格形成の促進
○　稲作農業者のセーフティネット対策

等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性①

1　基本法では、「生産性向上」と「付加価値向上」により、将来にわたり国民への米をはじめとする食料の安定供給を確保し、「食料安全保障の確立」を図ることとしている。
　このため、水活の見直しでは、作物ごとの単収向上等による生産性向上を図り、
その他の支援策では、引き続き付加価値向上も図っていく。

【水活】
○　主食用の米のうち業務用以外の米については、従前どおり、対象外（単収向上にこだわらない）。
○　主食用の米のうち業務用米については、当面、単収向上等の支援を検討。
○　主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米、自給率の低い麦・大豆や飼料作物については、単収向上等を支援。
（※　収量に応じた支援とするが、その単収の基準については、全国一律の平均値ではなく、地域差に配慮した形とする。また、災害等のやむを得ない事情による減少についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援とする。）
○　産地交付金により、付加価値向上等も支援。

【環境直接支払交付金】
○　環境直接支払交付金により、付加価値向上等を支援。

【その他】
○　水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。また、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。

2　中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直しでは、地域の営農や共同活動の将来にわたる継続を図っていく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	―	―
	うち業務用米	―	当面、単収向上等の支援を検討（業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	
	麦、大豆、飼料作物		
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援（環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物　等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	－	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援（中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	－	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援（多面的機能支払交付金の見直し）

スケジュールについて

○　新たな水田政策は、**令和９年度から開始することを基本とする。**

○　今後、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**

○　ただし、**秋播き麦**の作付け等、令和９年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討する。**

コメの生産性向上支援

○ 農業者の急減に対応しながら、**多様なニーズ・用途の米を、**将来にわたり**国民へ安定供給**するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの**生産性向上**を行っていく環境を整備することが重要。

○ このため、以下の対策を講じる。

① 主食用米以外のコメ（**加工用米、米粉用米、新市場開拓用米**等）について、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**

② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、**より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いによる支援を検討**

主食用米
（業務用米）

主食用以外のコメ
（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）

①生産性向上の取組への支援

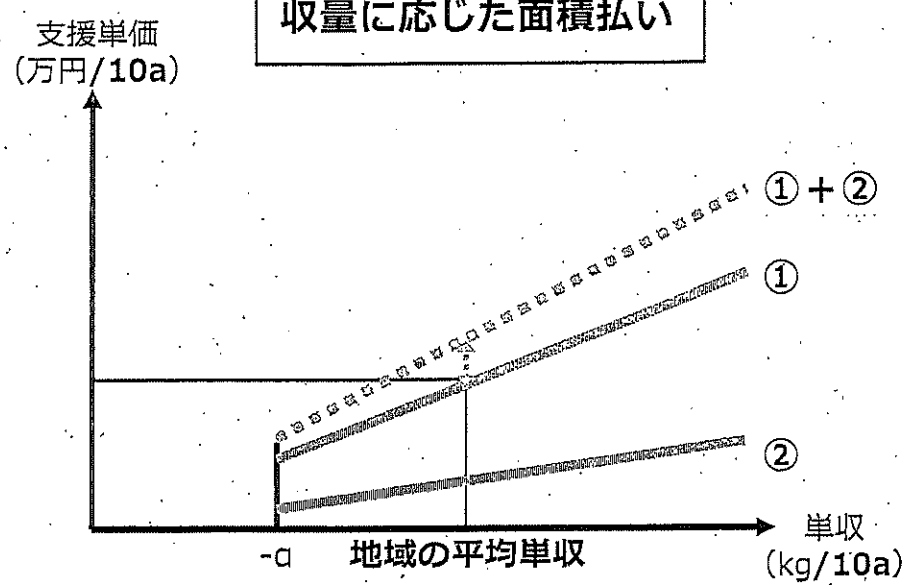
②より大きく生産性向上にチャレンジする取組への支援

①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）
②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組
（直播、再生二期作等）

※**実需者等**との**事前契約**が要件

※支援単価は、コメの**用途によらず一律**とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定
ただし、米粉用米、飼料用米については、別　支援を実施

収量に応じた面積払い

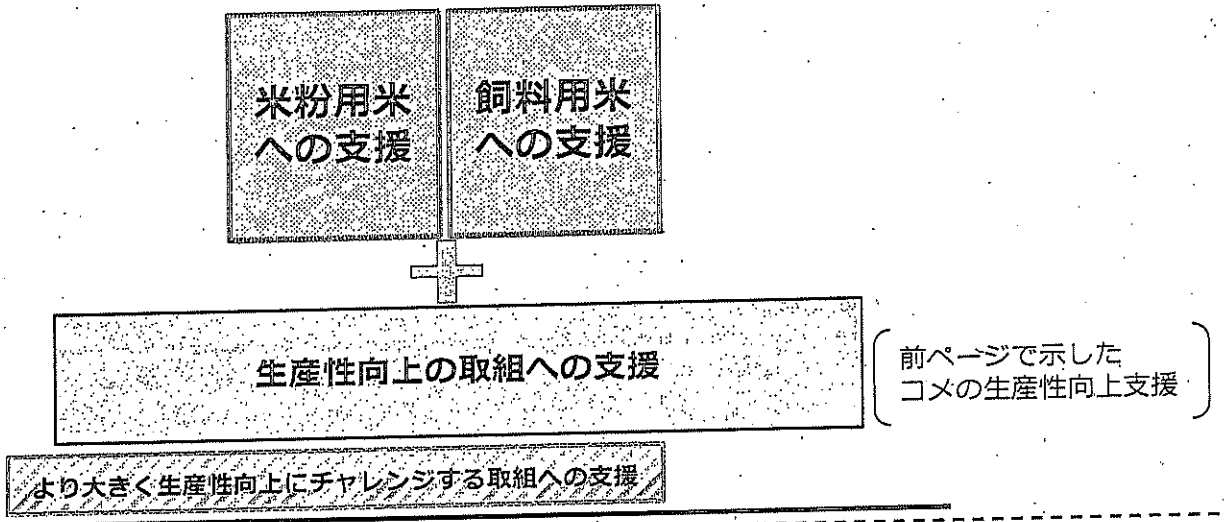


※　単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
　なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない

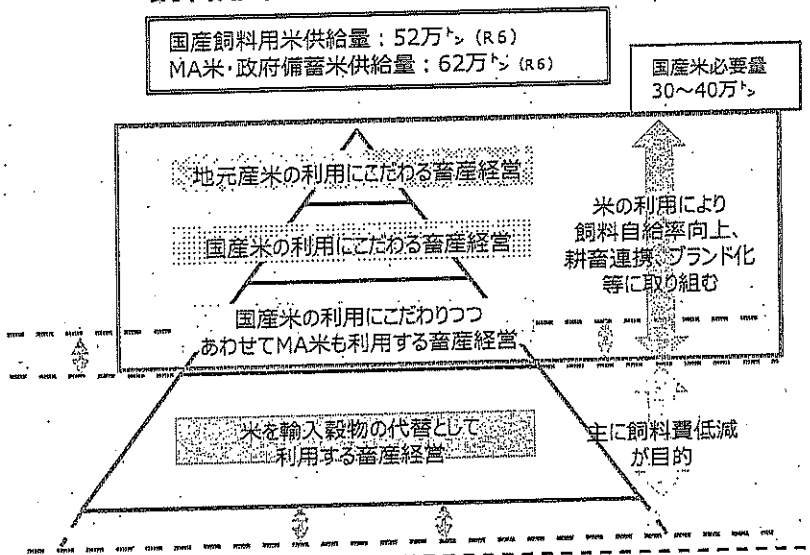
米粉用米・飼料用米に対する特別支援

○　主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する（P５）中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米については、追加で支援**を行う。
○　米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていない。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要。**
○　これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量**（下図右の赤枠部分）**を確保できるよう対応をする。**
○　いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援**する。

米粉用米・飼料用米に対する特別支援



飼料用米の利用者層のイメージ



※収量に応じて支援
（地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。）
※米粉用米は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。
※飼料用米は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

麦・大豆の生産性向上支援

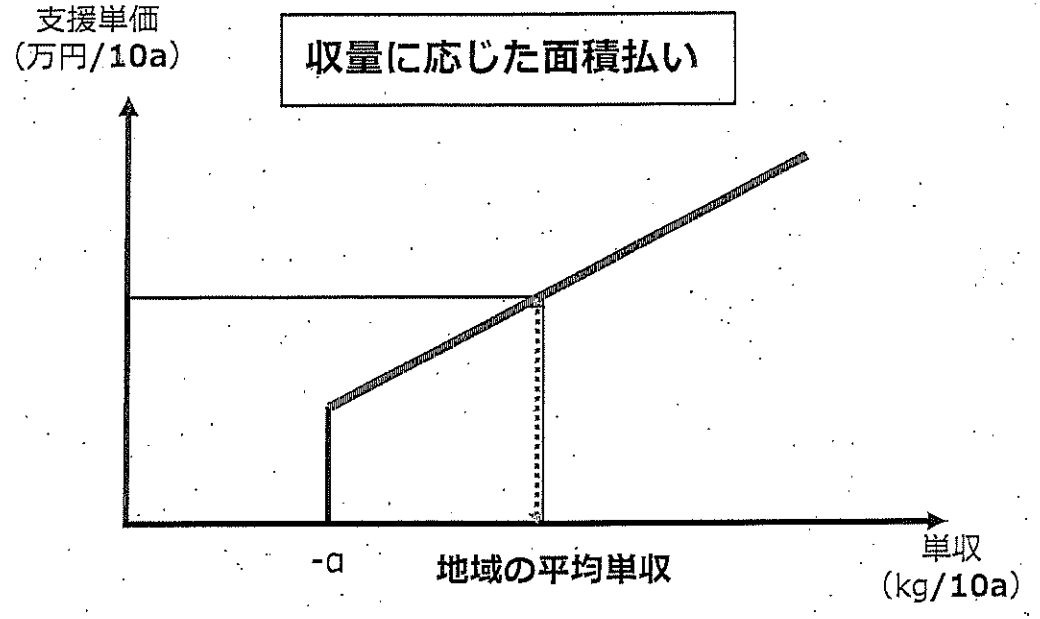
○　農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稲等と作業ピークが異なる**麦・大豆**は国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題がある。

　安定供給に向けた取り組みを推進するとともに、**生産性向上**に向けて、**適切な輪作体系**や**団地化、ブロックローテーションの構築**等を進めつつ、**排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進**することが重要。

○　このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

対象作物：
- 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- 大豆

支援単価等：
　適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援
　水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定。



※　単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
　なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

飼料作物の生産性向上支援

○　基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より**省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要。

○　一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、**排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進**する必要。

○　このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

✓ **対象作物：**

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
・WCS用稲（飼料用米を除く）

※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

✓ **支援対象者：**

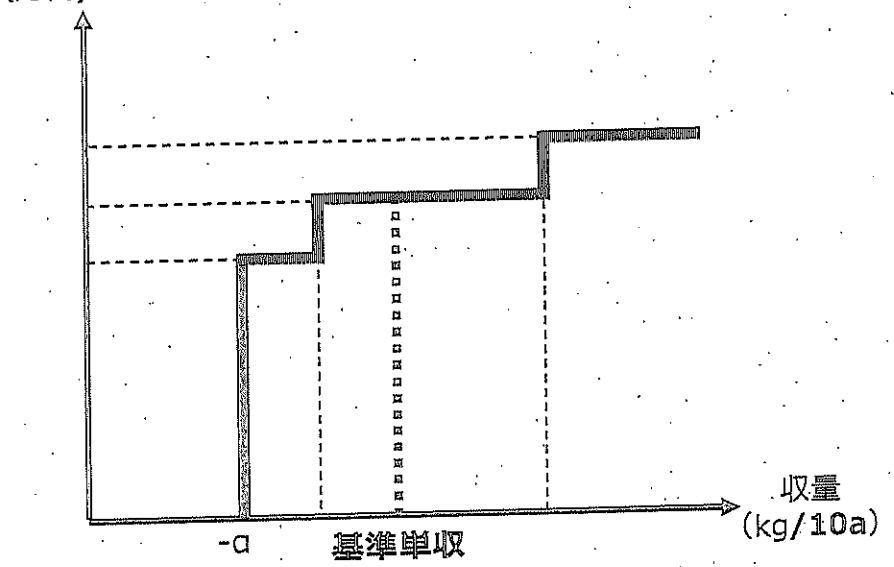
実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
　生産性の高い奨励品種の利用促進
　飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
　気候変動・獣害に対応した栽培　等

✓ **支援単価等：**

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定。

収量に応じた面積払い



※　収量はロール数等を確認
※　基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。
　災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。
　なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

産地交付金の見直し

○ **産地交付金**については、水田を活用し、**地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果**を上げてきたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、**支援の効果検証**とその結果に基づく**支援内容の見直し**がされていない等の課題。

○ このため、**水田・畑に関わらず**、**効果検証とそれに基づく支援内容の見直し**を適時適切に実施し、地域の実情に応じて**効果的な産地形成**が促進される仕組みに見直す。

産地交付金の仕組み

国

↓ 資金枠を配分

都道府県

資金枠の範囲内で都道府県が助成内容を設定

↓ 資金枠を配分

地域農業再生協議会

地域農業再生協議会ごとの助成内容の設定も可能

今後

※配分の設定主体は都道府県が基本

※配分方法時、**中山間地域等の条件不利地域に配慮**

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

① 都道府県や地域の**設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化**といった**効果を評価できる目標がない**

② **効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない**

③ 都道府県への**配分基準に透明性がない**との指摘

対応

① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**

② 都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**

③ 客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

（参考）作付面積以外の目標の設定例

- 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定（宮城県大崎市）
- 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定（山口県）
- 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定（北海道岩見沢市等）
- 安定的な供給体制の確保に　ナ、複数年契約の割合に関する目標を設定（茨城県）

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

○　農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○　**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**
地方負担の軽減	○　現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○　**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○　地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化** ○　令和８年度から直ちに**全地方農政局による**カバー率の低い市町村等に対する**働きかけを先行的に開始** ○　**全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進** ○　中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**
返還免除規定の徹底	○　宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**
一体的実施の推進	○　中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○　中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において**最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択**（集落の選択で**全て個人払いとすることも可**） ○　郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

（別紙）中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

○　**中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図る**とともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、**多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。**

1．田（急傾斜･緩傾斜）の実施率（推計）

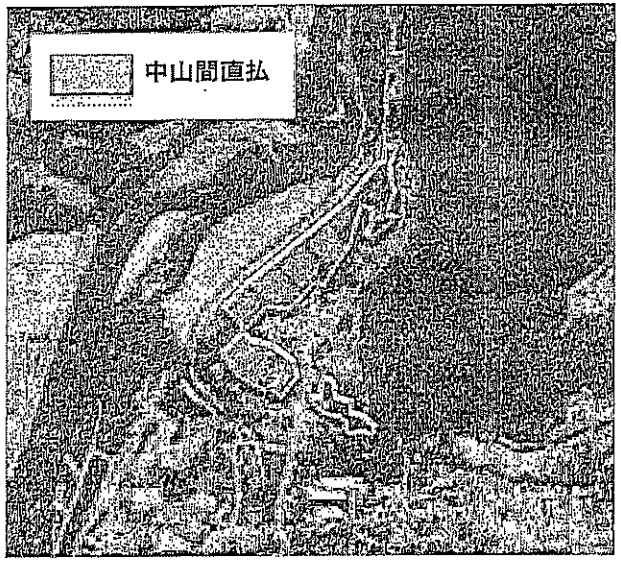
傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1　9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

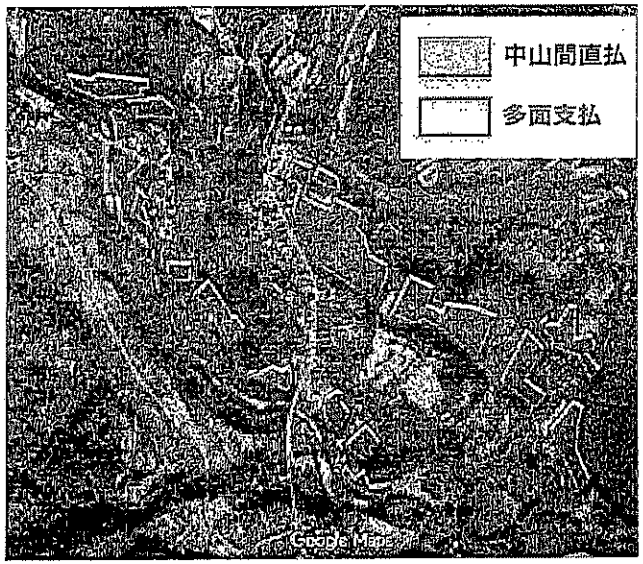
※2　9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

2．中山間直払と多面支払の実施イメージ

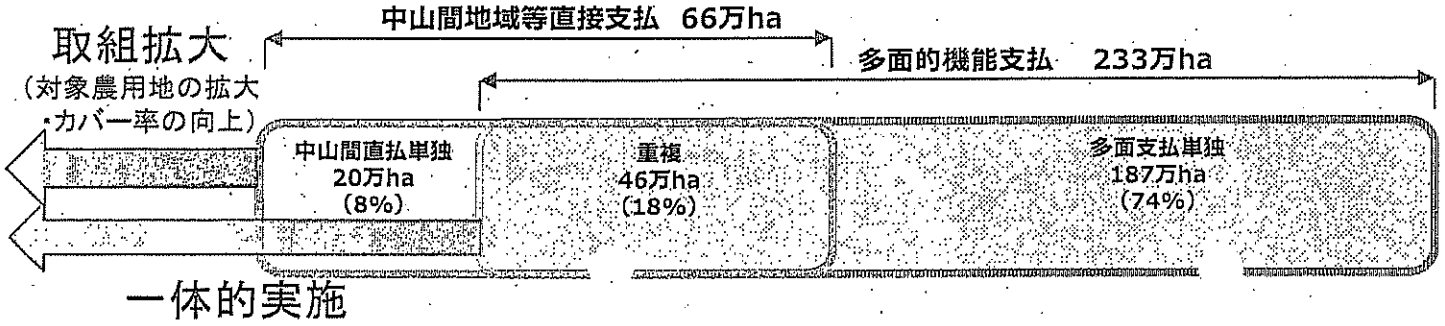
中山間直払のみ実施している場合



両支払を一体的に実施している場合



3．中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）



中山間地域等直接支払 ＋ 多面的機能支払 ＝ 253万ha

新たな環境直接支払交付金

○ **環境負荷低減の取組を広げる**ことは、**国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与**するとともに、**輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献**する。このため、**環境直接支払交付金**は、

① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする。

② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とする。

③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とする。

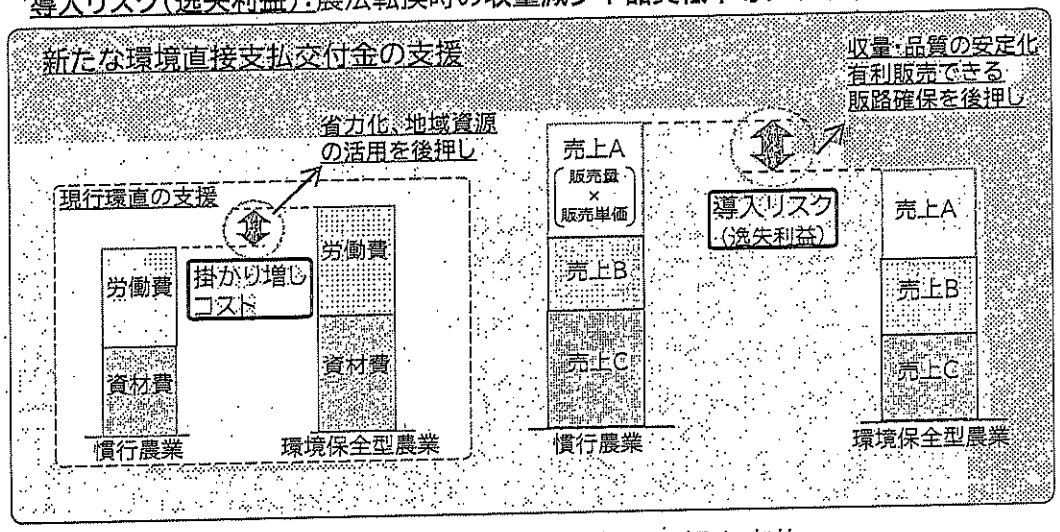
◈新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方

・ みどり認定農業者を対象とする。

・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益):農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施

① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)

② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)

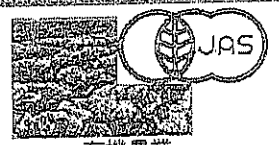
③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



有機農業

② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援


バイオ炭 等

③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援


堆肥 等

(3) 支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え

② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

（別紙）みどり法の計画認定（みどり認定）に基づくメリット措置

○ みどり認定農業者に対しては、現在、設備投資や産地の生産・流通体制の構築など、様々なメリット措置を講じているが、これらに加え、新たな環境直接支払交付金により環境負荷低減の取組拡大を総合的に推進

みどり法に基づく計画認定（みどり認定）

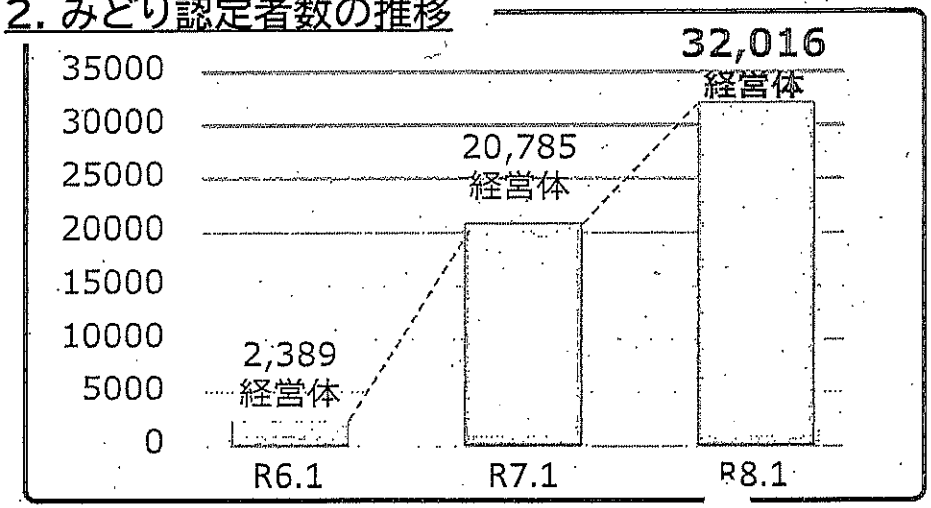
1. みどり認定のポイント

（1） 環境負荷低減に取り組もうとする農業者が、計画（5年間）を作成

○ 認定対象となる取組
① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動（有機農業を含む）
② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動（生物多様性、脱プラ等）

（2）都道府県知事が、みどり基本計画に基づき、農業者の計画を認定

2. みどり認定者数の推移

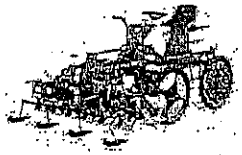


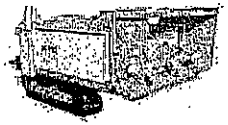
【みどり認定農業者へのメリット措置】

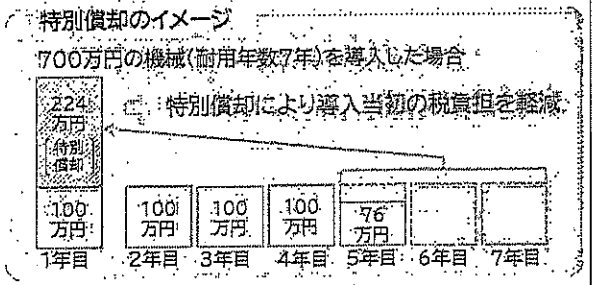
○ 環境負荷低減の取組に必要な機械・設備導入を支援

➡ ① 設備投資の際の税制優遇（特別償却）

＜税制特例の対象機械（例）＞


水田用除草機


堆肥散布機



➡ ② 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付け

対象融資：農業改良資金（無利子、償還期間10年→12年） 等

○ 産地の生産・流通体制の構築を支援

➡ ③ 様々な国庫補助金での優先採択等

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金 等

＜新たに実施＞

○ 環境負荷低減型の農法への転換・拡大時のコスト・リスクに対する支援

➡ ④ 新たな環境直接支払交付金の交付

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。



令和８年度の取組について

生産現場に寄り添う水稲収穫量調査へ

水稲収穫量調査の結果を、より精度が高く、生産現場の皆様の実感に沿った納得感のあるものとするため、農林水産省では令和８年度に次の２つの取組を実施します。皆様にも周知等のご協力をお願いいたします。

① オンラインコミュニティ「みのりボイス」の立ち上げ

目的

各地域の生産者・農業関係者の方々から、気象・病虫害・生育状況等の情報をリアルタイムに収集し、調査結果を取りまとめる際の参考とするとともに、生産現場における情報共有を促進します。

リアルタイム把握

地域の気象・病虫害・生育状況を、いつでも確認。

豊富な情報

投稿情報に加え、農業関係ニュースや気象情報も閲覧可能（随時拡充）。

営農判断の参考

生育見通しの把握や営農判断の参考となる情報の入手。

関係機関の皆様へのお願い

- ☑ 貴組織内の関係部署・関係職員の方々への周知
- ☑ チラシ配布・メルマガ・Web・SNS等での周知（可能な範囲で）
- ☑ 関係職員の方々による「みのりボイス」への参加（可能な範囲で）

「みのりボイス」はこちら

LINE

皆様、生産現場の「いま」を届けていただくことが、調査の精度向上につながります。皆様のご協力をお願いいたします。

農林水産省

② 水稲収穫量調査に係る試行調査の実施

調査の概要

調査の目的	令和９年産からの本格導入に向けて、生産者データ等を活用した水稲収穫量調査の実施方法を検証します。
調査対象	2025年農林業センサスにおける「販売目的で水稲を作付けした経営体」から無作為に選びます。ただし、水稲の作付面積が50ha以上又は都道府県内における作付面積上位の10経営体については全ての方に御回答いただきます。
調査方法	専門調査員による聞き取り・配布回収、オンライン回答、郵送回答等により把握します。
調査事項	作付面積・収穫済面積、ふるい目幅、収穫量又は10ａ当たり収量、生産状況、収穫作業の進捗、前年産との比較、被害要因、品種別情報、収量センサー付きコンバインの使用状況等を調査します。
調査時期	９月・10月・11月
調査の利活用	令和９年産から 実施予定の新たな調査の設計に活用します。

関係機関の皆様へのお願い

☑ 調査対象生産者の方から問い合わせがあった場合は、**「農林水産省が水稲収穫量調査の試行調査として実施している調査」**である旨をご案内いただくとともに、回答協力の呼びかけにご協力をお願いします。

☑ 内容確認や個別の照会が必要となった場合は、下記の担当までおつなぎください。

問い合わせ先

農林水産省　大臣官房統計部　生産流通消費統計課　水稲グループ
担当：小野・柴田・平木
メール：suitouguru-pu@maff.go.jp　TEL：03-3502-5687

SAFF
データの力で。
農林水産統計
Statistics of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

エネルギーコスト削減促進事業について

1 目 的

電気料金や燃油価格の急激な高騰が農業者へ与える負担を軽減し、電気料金等の高騰の影響を受けにくい経営基盤の整備を図り、電気等の使用量を低減させる機械・設備の導入を支援する

2 事業概要

（1）補助対象者

農業経営体（主たる業種が農業・水産養殖業）、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区 等

（2）対象経費（参考：別表「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金 対象設備一覧表」）

・省エネ設備（既存設備の更新に限る）

空調設備、換気設備、LED 照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、窓、その他農業用設備・機械 等

・再エネ設備（新規）

太陽光発電システム（50kW 未満） 等

（3）申請受付期間

令和８年３月 16 日（月）～令和８年９月 30 日（水）

（4）補助率及び補助要件

	補助率	補助要件
基本コース	【太陽光発電システム以外】 1/2 以内（上限 500 万円 下限 50 万円）	・県内に主たる事務所を置く者 ・農業経営体にあっては、みどり認定（※）を受けた、または実績報告までに受ける者 等
	【太陽光発電システム】 定額（４万円/kW） （上限 200 万円 下限 50 万円）	
促進コース	【太陽光発電システム以外】 3/4 以内（上限 1500 万円）	・基本コースに加え、以下の要件を満たす者 ・事業活動温暖化対策計画書の提出、長野県 SDGs 推進企業の登録
	【太陽光発電システム】 定額（４万円/kW）（上限 200 万円）	

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき県が認定

3 その他

対象設備一覧表に記載がない設備であっても、更新により省エネに資すると証明いただければ対象となる可能性があるため、お問い合わせいただき、活用を検討ください。

4 お問合せ・申請先

事業を実施する市町村を所管する農業農村支援センター（農業農村振興課）にお問い合わせください。

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
佐久農業農村支援センター	0267(63)3144	木曽農業農村支援センター	0264(25)2220
上田農業農村支援センター	0268(25)7125	松本農業農村支援センター	0263(40)1915
諏訪農業農村支援センター	0266(57)2913	北アルプス農業農村支援センター	0261(23)6510
上伊那農業農村支援センター	0265(76)6813	長野農業農村支援センター	026(234)9514
南信州農業農村支援センター	0265(53)0414	北信農業農村支援センター	0269(23)0209

※申請要領、交付要綱、関連様式等は県ホームページ
（https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/260316energy.html）をご覧ください→

（別表）農業エネルギーコスト削減促進事業補助金　対象設備一覧表（１／４）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備細別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
空調換気設備（ヒートポンプ対象）	業務用エアコン	JIS B 8616（パッケージエアコンディショナ）	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のもの及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が56kW以下のもの。（リモコン・フード・化粧パネル含む）	省エネ基準達成率100%以上※1
	一般用エアコン	JIS C 9612（ルームエアコンディショナ）	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW以下のもの。（リモコン・フード・化粧パネル含む）	省エネ基準達成率100%以上※1
	ガスヒートポンプエアコン	JIS B 8627（ガスヒートポンプ冷暖房機） JRA4069-2020 JRS4058-2017（発電機付）	室内の快適な空気調和を目的として，都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするガスエンジンによって，蒸気圧縮冷凍サイクルの圧縮機を駆動し，かつ，暖房時にエンジン排熱を回収利用するヒートポンプ式の冷暖房機であって定格冷房標準能力が85 kW以下のもの。	省エネ基準達成率100%以上※1
	換気装置（熱交換型）	JIS B 8628（全熱交換器）で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率（全熱交換効率）60%以上
	温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003（温風暖房機）、JIS B 8416（業務用油だき可搬形ヒータ）	（温風暖房機）主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW以上のもの。 （業務用油だき可搬形ヒーター）灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h以上9kg/h以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	最大効率［熱出力又は有効発熱量（kW）／燃料消費量（kW換算）］85%以上
照明設備（LEDのみ対象）	業務用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8106（施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具）で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具（特殊用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く）	省エネ基準達成率100%以上
	一般用LED照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8115（家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具）で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛シーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具（防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く）	省エネ基準達成率100%以上
	非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）	JIL 5501（一般社団法人日本照明工業会）に基づき適合と評定されたLED光源を使用する非常灯、JIL 5502（一般社団法人日本照明工業会）に基づき適合と認定されたLED光源を使用する誘導灯	（非常灯）火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 （誘導灯）常用点灯モードの間及び火災などの災害発生による停電の際に避難口又はそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令（建築基準法・消防法等）に適合するものに限る。	更新前と比較して定格消費電力（W）の改善が見込まれること

※1エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準（トップランナー制度）がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率：APF、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

（別表）農業エネルギーコスト削減促進事業補助金　対象設備一覧表（2／4）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
冷蔵・冷凍設備（更新のみ対象）	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630（業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法）で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く）	省エネ基準達成率100%以上※1
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫）で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率100%以上※1
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1（冷凍・冷蔵ショーケース－第1部：用語）で定める冷凍・冷蔵ショーケース	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品を規定の温度範囲内に維持することができる、冷凍・冷蔵システムで冷却されたショーケース（冷凍・冷蔵自動販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図したショーケースを除く）	省エネ基準達成率100%以上※1
空調設備（更新のみ対象）	チラー（冷却水循環装置）	JIS B 8613（ウォータチリングユニット）、JRA 4066（ウォータチリングユニット）	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン（不凍液）を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力（kW）／定格消費電力（kW）2.0以上
	一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220（家庭用ヒートポンプ給湯機）、JRA 4060（業務用ヒートポンプ給湯機）	（家庭用ヒートポンプ給湯機） 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素（CO2）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成する家庭用ヒートポンプ給湯機 （業務用ヒートポンプ給湯機） 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素（CO2）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率100%以上※1
給湯設備（更新のみ対象）	潜熱回収型給湯器（ガス・石油）	JIS S 2109（家庭用ガス温水機器）	燃焼ガスの顕熱を回収する熱交換及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有するもの。	性能基準給湯熱効率（定格）が94%以上（高位発熱量基準） 省エネ基準達成率100%以上※1
	高性能ボイラ	JIS B 8201（陸用鋼製ボイラー構造）、JIS B 8203（鋳鉄ボイラー構造）及びJIS B 8222（陸用ボイラー熱勘定方式）で定める陸用ボイラ、JIS B 8417（真空式温水発生機）、HA-008（真空式温水発生機）、JIS B 8418（無圧式温水発生機）、HA-010（無圧式温水発生機）	（陸用ボイラ） 火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるものであり、陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ（陸用ボイラ）並びに附属設備及び附属品（車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く） （真空式温水発生機・無圧式温水発生機） （真空式温水発生機・無圧式温水発生機） 灯油・A重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5kW以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機（付属設備及び付属品を含む）	ボイラ効率90%以上
発電設備（更新のみ対象）	高効率コージェネレーション	JIS B 8123（コージェネレーションシステム用語）で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力及び／又は動力並びに有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット（原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置）、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率75%以上又は発電効率30%以上

※1エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準（トップランナー制度）がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率：APF、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

（別表）農業エネルギーコスト削減促進事業補助金　対象設備一覧表（３／４）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備細別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
電気関係設備（電気の効率的利用に資するもの）	変圧器	JIS C 4304（配電用6kV油入変圧器）、JIS C 4306（配電用6kVモールド変圧器）	（配電用6kV油入変圧器） 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧6kVから使用機器に合わせて600V以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相10kVA以上500kVA以下及び三相20kVA以上2,000kVA以下、定格周波数は50Hz又は60Hzのもの。 （配電用6kVモールド変圧器） 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧6kVから使用機器に合わせて600V以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの。（単相10kVA以上500kVA以下及び三相20kVA以上2,000kVA以下、定格周波数は50Hz又は60Hz）	省エネ基準達成率100％以上※1
	産業用モータ	JIS C 4034（回転電気機械）で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機	省エネ基準達成率100％以上※1
建物附属設備（建築物の効率的利用に資するもの）	断熱ガラス及びサッシ	JIS R 3209（複層ガラス）、JIS R 3225（真空ガラス）、JIS A 4706（サッシ）	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製、アルミ樹脂複合製のサッシ（天窓、玄関、勝手口ドアは除く。）であり、複層ガラス（ガラスが2枚のみの場合は、Low-Eガラスに限る。）又は真空ガラスを有する（窓用サッシの付属品を除く。）もの。建築物の窓として使用する複層ガラス単体（ガラスが2枚のみの場合は、Low-Eガラスに限る。）、真空ガラス単体を含む。	更新前と比較して熱貫流率（W/m²・K）の改善が見込まれること
その他これに類する設備（上記のいずれにも該当しないもの）			カタログで示すエネルギー使用量等により、省エネ（電気、燃油の使用料減等）を証明できるもの。	

※1エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準（トップランナー制度）がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率：APF、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

（別表）農業エネルギーコスト削減促進事業補助金　対象設備一覧表（4／4）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準
再生可能エネルギー利用設備（自家消費のみ対象）	太陽光パネル及び付属設備※2	JIS C 8960（太陽光発電用語）及びJIS C 8905（独立形太陽光発電システム通則）で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム、IEC61215（パネル及び太陽電池モジュール）	（独立形太陽光発電システム） 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置（太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置） （系統連系形太陽光発電システム） 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置（太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置）	［出力1kW以上50kW未満に限る］
省エネルギー利用設備（節電のみ対象）	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（EMS）	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算kL）で閲覧、運用改善に資するデータを表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等を取得・保存を行えるもの。	—
	凍結防止ヒーター用節電器	凍結防止ヒーターの消費電力を低減させるための節電器	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒーターの消費電力を低減させるため、ヒーターと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒーター温度を一定に制御するもの。	消費電力量（kWh）50％以上削減
木質バイオマスエネルギー利用設備（自家消費のみ対象）	木質バイオマスエネルギー利用設備	木質チップ、木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備	木質バイオマスを燃料とする熱利用を目的とした施設の整備であり、補助対象事業費が500万円未満のものであること。なお、燃料とする木質バイオマスについては、長野県内で生産されたものの使用に努めること。	—

※2 主に自家消費（自家消費の電力量が電力小売事業者等へ売電した電力量より多いことをいう。）のために設置するものであり、自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象とする。また、過積載率（系統ごとの太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値÷パワーコンディショナーの定格出力×100）は100％以上としてください。

～国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用～

長野県農業用生産資材価格高騰対策補助金

農業用生産資材の価格高騰の影響を受ける
農業者の皆様に生産資材費の一部を助成します。

（内容は今後変更となる可能性があります）

交付対象者

以下の要件を全て満たす農業者等

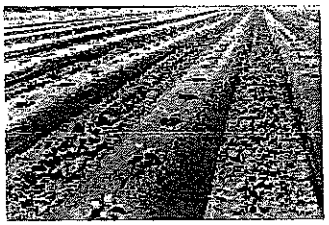
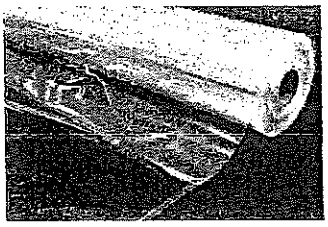
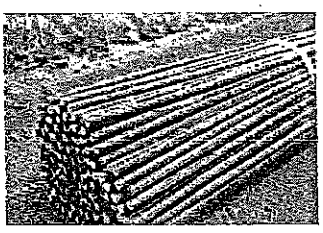
- 長野県内で営農しており、決算書の農業所得が総所得の過半を占めていること
- 引き続き長野県内で営農する意思を有すること
- 決算書に記載されている生産資材費が５万円以上であること
- 長野県税に滞納がないこと　など

助成内容

決算書類における生産資材費の２割(上限10万円)を助成

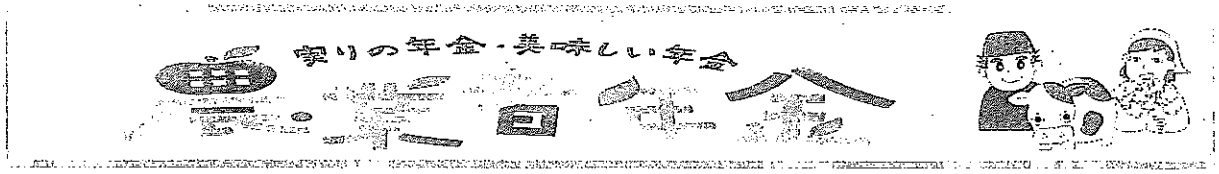
（1,000円未満の端数　切り捨て）

【対象となる資材の例】
- マルチシート
- ビニールフィルム
- 結束用・誘引用資材
- 支柱類　等

【補助金の申請について】

- 申請内容やお問合せ窓口の設置、申請受付の開始は９月末頃を予定しています。
- 申請にあたっては、所定の申請書に直近※の青色申告等の農業用決算書の写しの添付が必要となります。（※ 個人の場合:令和７年　法人の場合:直近事業年度）
- 申請の受付は、電子申請または紙申請となります。
- 申請者名義の振込先口座が必要となります。



加入推進ニュース

一般社団法人　長野県農業会議
令和８年７月１５日 <No.４>

☆６月の新規加入実績

６月の新規加入者は表のとおり、４市町村において、４人となりました。

何歳まで生きるか誰も予測ができない老後生活において、一定の収入を一生涯得られるということは大きな安心材料となります。老後生活の不安を払拭するため、多くの農業者の方に制度を知っていただき、活用いただけるよう、引き続き普及推進活動をお願いします。

表：６月の新規加入者数　（単位：人）

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20～39 歳	女性		全体	20～39 歳	女性
原村	1	1		長野市	1	1	1
松川町	1	1		飯綱町	1		
				合計４市町村	4	3	1

☆令和７年度の運用結果が（付利）確定しました！

農業者年金基金より令和７年度の運用（付利）結果が公表され、**8.59%と、プラス運用利回り**となりました。昨年度の株式市場は、春先に米関税政策発表で大きく下落しましたが、その後、７月の日米関税合意、９月以降の米中央銀行の利下げ再開、日本では高市政権発足後の財政期待や円安進行が加わり、大きく値を上げました。

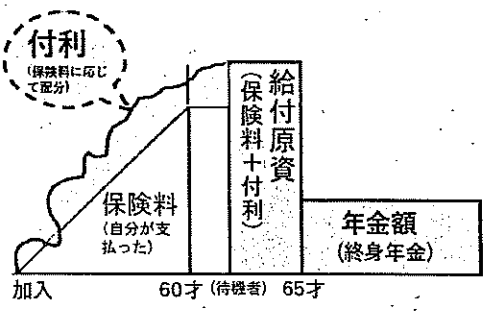
これにより、新制度発足以降**24 年間の平均運用利回りは、年率 3.13%**となりました。

加入を検討されている方の中には、運用利回りはどの程度かを気にされている方もいらっしゃいますので、直近の運用利回りについての情報提供をお願いします。

☆豆知識　付利ってなあに？

運用の結果、得られた収益を加入者等１人１人の保険料の積立額に応じ配分することを「付利（ふり）」といい、配分額のことを「付利額」と言います。

農業者年金では毎年度の付利結果について、毎年6 月末に加入者（待機者含む）の皆さんに郵送でお知らせしています。自分が支払った保険料の運用益がどうなっているかが、個人ごとに分かるようになっています。



☆インフォーメーション♪　～ 現況届の提出はお済みですか？ ～

本年度の「現況届」の提出期限は、７月 31 日（金）農業者年金基金に必着となっています。農業委員会事務局は、提出された現況届を速やかに農業者年金基金へ発送をお願いします。なお、現況届が未提出の場合は、受給権者への年金の支払いが差し止めとなってしまいますので、十分注意してください。

令和8年度　農業者年金の新規加入実績

（令和８年６月末日現在）

（単位：人）

市町村名	令和８年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性
小諸市	2	2	1						
佐久市	4	3	2						
小海町	1	1	1						
佐久穂町	1	1	1						
川上村	6	5	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1						
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1	1	1						
御代田町	2	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	23	20	15	0	0	0	0	0	0
上田市	3	2	1	1		1			○
東御市	2	1	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	5	4	1	0	1	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	2	2	1	1	1				
諏訪計	8	6	6	1	1	0	0	0	0
伊那市	2	1	1						
駒ヶ根市	1	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	1		1	○		○
中川村	1	1	1						
宮田村	1	1	1						
上伊那計	9	8	8	1	0	1	1	0	1
飯田市	5	2	2	1					
松川町	3	1	1	1	1			○	
高森町	2	1	1						
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1						
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	10	12	2	1	0	0	1	0

（単位：人）

市町村名	令和８年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性
上松町	1	1	1						
南木曽町	1	1	1						
木曽町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曽計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	8	4	3	2	1				
塩尻市	3	2	1	4	2	1	○	○	○
安曇野市	4	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1						
山形村	2	1	1						
朝日村	1	1	1						
筑北村	1	1	1						
松本計	21	14	11	6	3	1	1	1	1
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1						
小谷村	1	1	1						
北ｱﾙﾌﾟｽ計	5	5	5	0	0	0	0	0	0
長野市	7	3	3	2	2	2			
須坂市	4	2	2	2	1	1			
千曲市	2	1	1	1		1			○
坂城町	1	1	1	1	1		○	○	
小布施町	3	1	1	1	1			○	
高山村	1	1	1						
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1					
小川村	1		1						
長野計	22	11	12	8	5	4	1	2	1
中野市	9	4	3	5	2	1			
飯山市	2	1	1	1	1			○	
山ノ内町	4	2	2	1					
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	18	10	9	7	3	1	0	1	0
県計	140	93	87	26	13	8	3	5	4
				19%			4%		

は、令和８年度目標数を達成した市町村。

一般社団法人長野県農業会議常設審議委員　名簿

（令和８年７月１５日現在）

区分	氏　名	所　属　等	備考
4項1号	市川　　覚	佐久市農業委員会長	
〃	小山田　武	小諸市農業委員会長	
〃	片岡　正夫	上田市農業委員会長	
〃	小泉　幸善	諏訪市農業委員会長	
〃	氣賀澤道雄	駒ヶ根市農業委員会長	
〃	髙田　清人	飯田市農業委員会長	
〃	志水　敏春	木曽町農業委員会長	
〃	田中　悦郎	松本市農業委員会長	
〃	佐原　悦司	安曇野市農業委員会長	
〃	伊藤　宏昭	大町市農業委員会長	
〃	栁澤　雅仁	千曲市農業委員会長	
〃	神林　利彦	須坂市農業委員会長	
〃	曽根　信一	長野市農業委員会長	
〃	増田　善行	中野市農業委員会長	
〃	沼田　浩子	飯山市農業委員会長	
4項2号	望月　雄内	学識経験者　（前長野県議会議員）	
〃	依田　明善	学識経験者　（長野県議会議員）	
〃	伊藤　祐三	学識経験者　（駒ケ根市長）	6/18就任
〃	（欠　員）	学識経験者　（長野県農業委員会女性協議会会長）	
〃	髙林　敬子	学識経験者　（長野県農業委員会女性協議会副会長）	
〃	小林　文彦	学識経験者　（（一社）長野県農業会議 元専務理事・事務局長）	
〃	小林　茂樹	学識経験者　（（一社）長野県農業会議専務理事兼事務局長）	
5項2号	神農　佳人	長野県農業協同組合中央会会長	
5項3号	宮澤　哲弘	長野県農業共済組合常務理事	7/8就任
5項4号	眞島　　実	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長	
〃	望月　　隆	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員	7/8就任
〃	長谷川孝治	全国農業協同組合連合会長野県本部長	
5項5号	村山　一善	公益財団法人長野県農業開発公社理事長	
〃	平林　孝保	長野県土地改良事業団体連合会常務理事	
〃	新芝　正秀	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事	